

稲敷市介護予防・日常生活支援総合事業

説明会資料



稲敷市高齢福祉課
平成29年 1月19日

目次

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要 P 3～
2. 第1号訪問事業（訪問型サービス）について P 11～
3. 第1号通所事業（通所型サービス）について P 22～
4. 元気づくり教室（通所型サービスC）の事業内容について P 31～
5. 一般介護予防事業について P 34～
6. 介護予防ケアプランについて P 37～
7. 事業者指定について P 41～
8. 請求について P 51～
9. 利用者との契約等について P 59～
10. その他 P 62～

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

総合事業の概要

- ◆平成29年4月から、介護予防給付のうち訪問介護・通所介護が、また介護予防事業の二次予防事業・一次予防事業が総合事業に移行となります。
 - ◆総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から構成されます。
 - ◆市町村は、地域の実情に応じて既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した多様なサービスを提供し、高齢者を支援することが可能となります。
 - ◆訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護・福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供が継続されます。
 - ◆稲敷市地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせることが可能です。
 - ◆介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用が可能となります。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定申請が必要です。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

<現行> **H29.3まで**

介護保険制度

<見直し後> **H29.4から**

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
○二次予防事業
○一次予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

地域支援事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

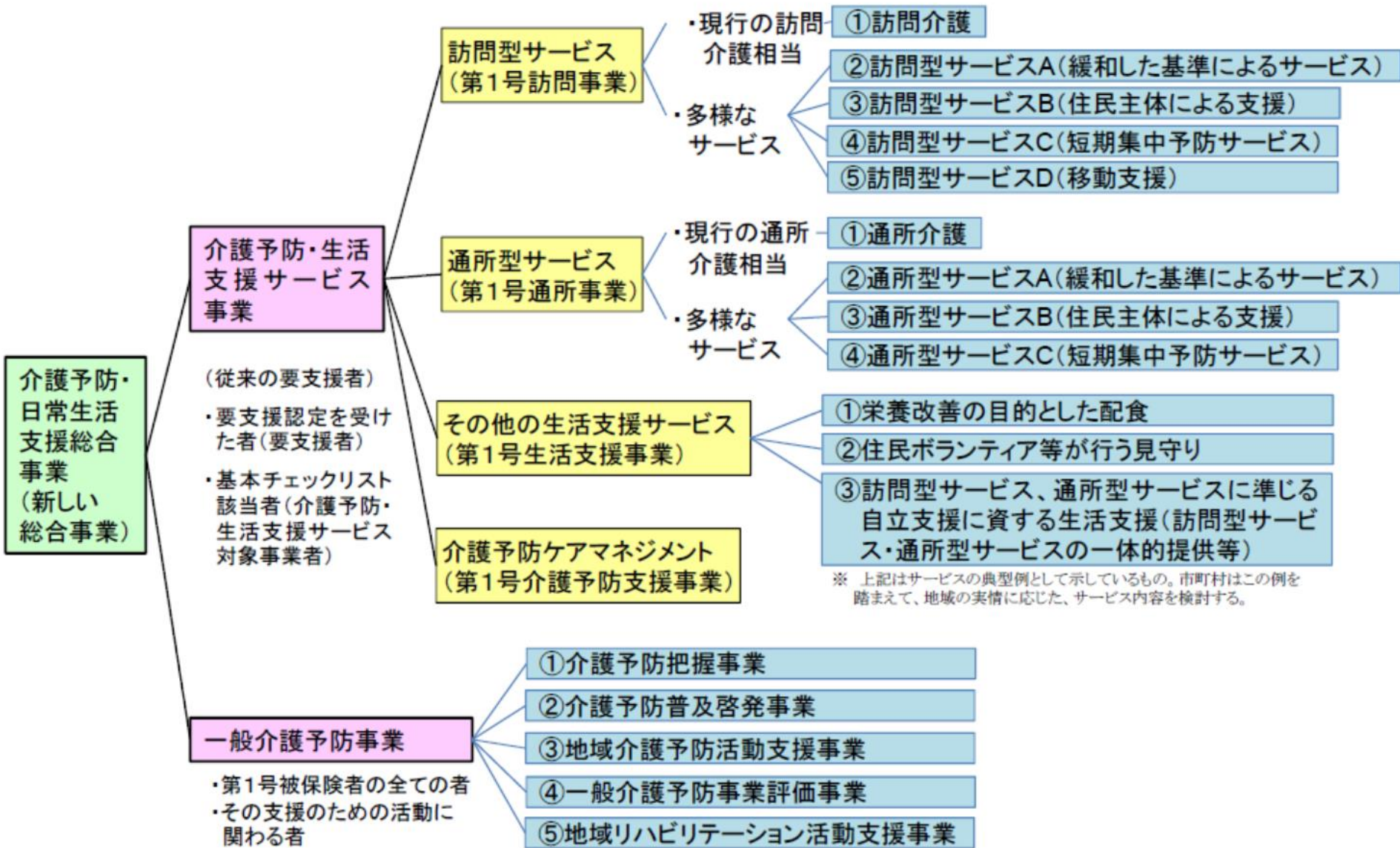
新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)
○介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス(配食等)
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
○一般介護予防事業

地域支援事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
○**在宅医療・介護連携の推進**
○**認知症施策の推進**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
○**生活支援サービスの体制整備**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
○介護給付費適正化事業
○家族介護支援事業
○その他の事業

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



稲敷市の総合事業の構成について

稲敷市の総合事業（第1号訪問・通所事業）は、平成29年4月から下記の事業で構成されます。

○介護予防・生活支援サービス事業

- ・ 第1号訪問事業（訪問型サービス）
 - ・ 介護予防訪問介護相当サービス（現行相当のサービス）
 - ・ 訪問型サービスA・愛称 家事応援サービス
（緩和した基準によるサービス）
- ・ 第1号通所事業（通所型サービス）
 - ・ 介護予防通所介護相当サービス（現行相当のサービス）
 - ・ 通所型サービスA・愛称 いきいき通所サービス
（緩和した基準によるサービス）
 - ・ 通所型サービスC・愛称 元気づくり教室
（短期集中予防サービス）

○総合事業の介護予防・生活支援サービス事業
を利用できる方

- ・ 要支援認定を受けた方（要支援1・2の認定者）
- ・ 65歳以上の方で，基本チェックリスト該当者
（事業対象者という）

○総合事業の一般介護予防事業を利用できる方

- ・ 65歳以上のすべての方

稲敷市における介護予防・日常生活支援総合事業への移行時の事業内容

稲敷市介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

（訪問型サービス） 第1号訪問事業

事業名	内容
介護予防訪問介護相当サービス (現行と同様のサービス)	現行の介護予防訪問介護と同様のサービスで、ホームヘルパーによる身体介護や掃除・洗濯などの生活援助
家事応援サービス (訪問型サービスA)	介護福祉士等や稲敷市地域介護ヘルパー養成研修修了者による、掃除・洗濯などの生活援助

（通所型サービス） 第1号通所事業

介護予防通所介護相当サービス (現行と同様のサービス)	現行の介護予防訪問介護と同様のサービスで、食事・入浴の提供や日常動作訓練を行うデイサービス
いきいき通所サービス (通所型サービスA)	2時間程度のミニデイサービス・運動・レクリエーション等
元気づくり教室 (通所型サービスC)	3～6か月の短期集中で行う、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターがサービスを利用するための計画を作成

利用できる方

- 要支援認定を受けた方
- 65歳以上の方で、基本チェックリストを実施し総合事業の対象者と判定された方

一般介護予防事業

介護予防把握事業	関係機関等から収集した情報を活用し、何らかの支援を必要とする者を把握する事業
介護予防普及啓発事業	普及啓発のための、各種介護予防教室・パンフレット作製
地域介護予防活動支援事業	介護支援ボランティア等の奨励及び支援・地域において介護予防に活動するボランティア組織・団体の育成支援
地域リハビリテーション活動支援事業	地域住民が実施する介護予防活動の場所への専門職の関与促進
一般介護予防事業評価事業	目標値の達成状況の検証と事業評価（日常生活圏ニーズ調査）

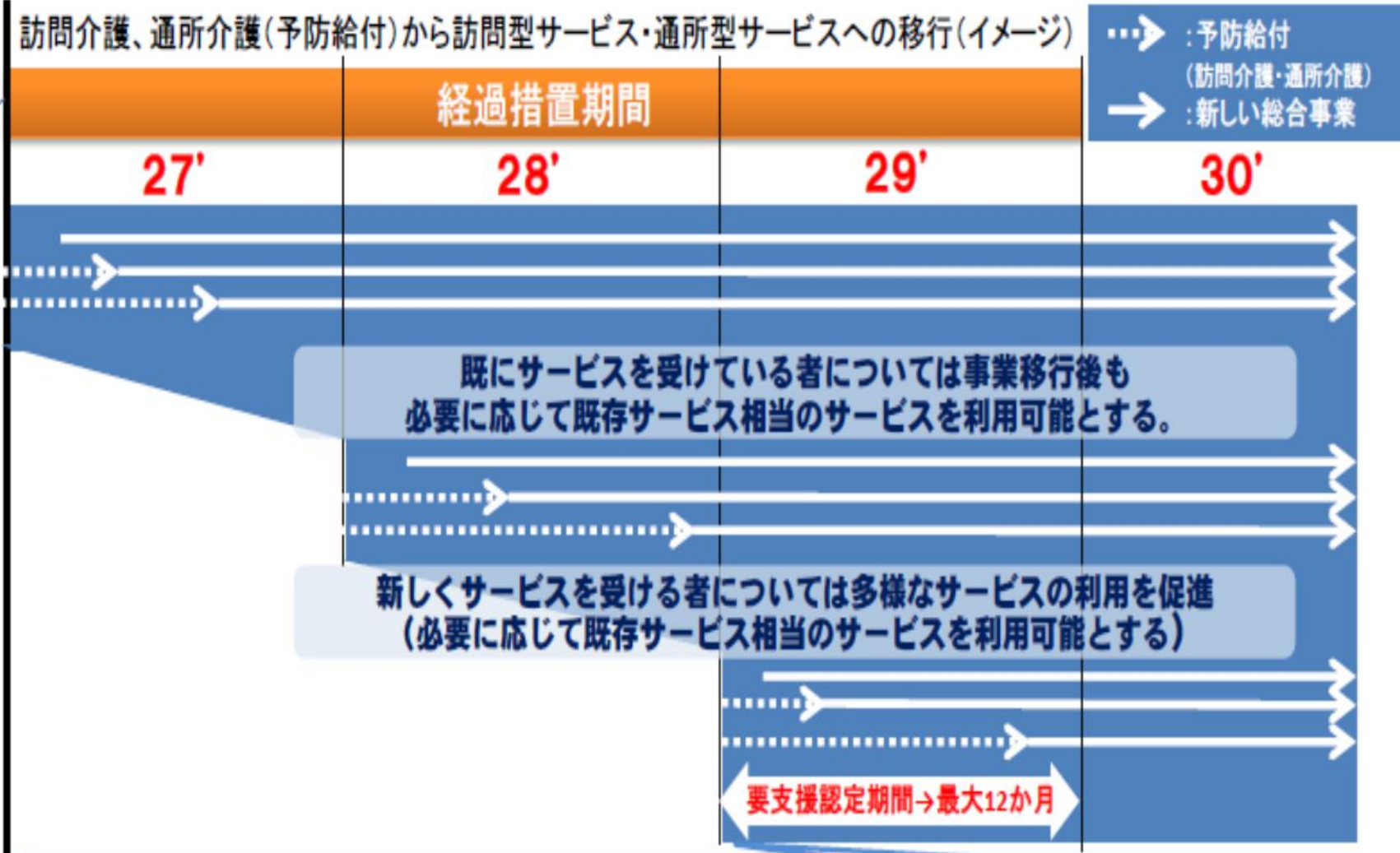
- 65歳以上のすべての方

訪問介護、通所介護（予防給付）から訪問型サービス・通所型サービスへの移行

○平成29年4月の事業開始から、12か月かけて順次移行していきます

法改正

保
険
者
数



27、28年度は市町村の選択で移行(エリアごとも可)

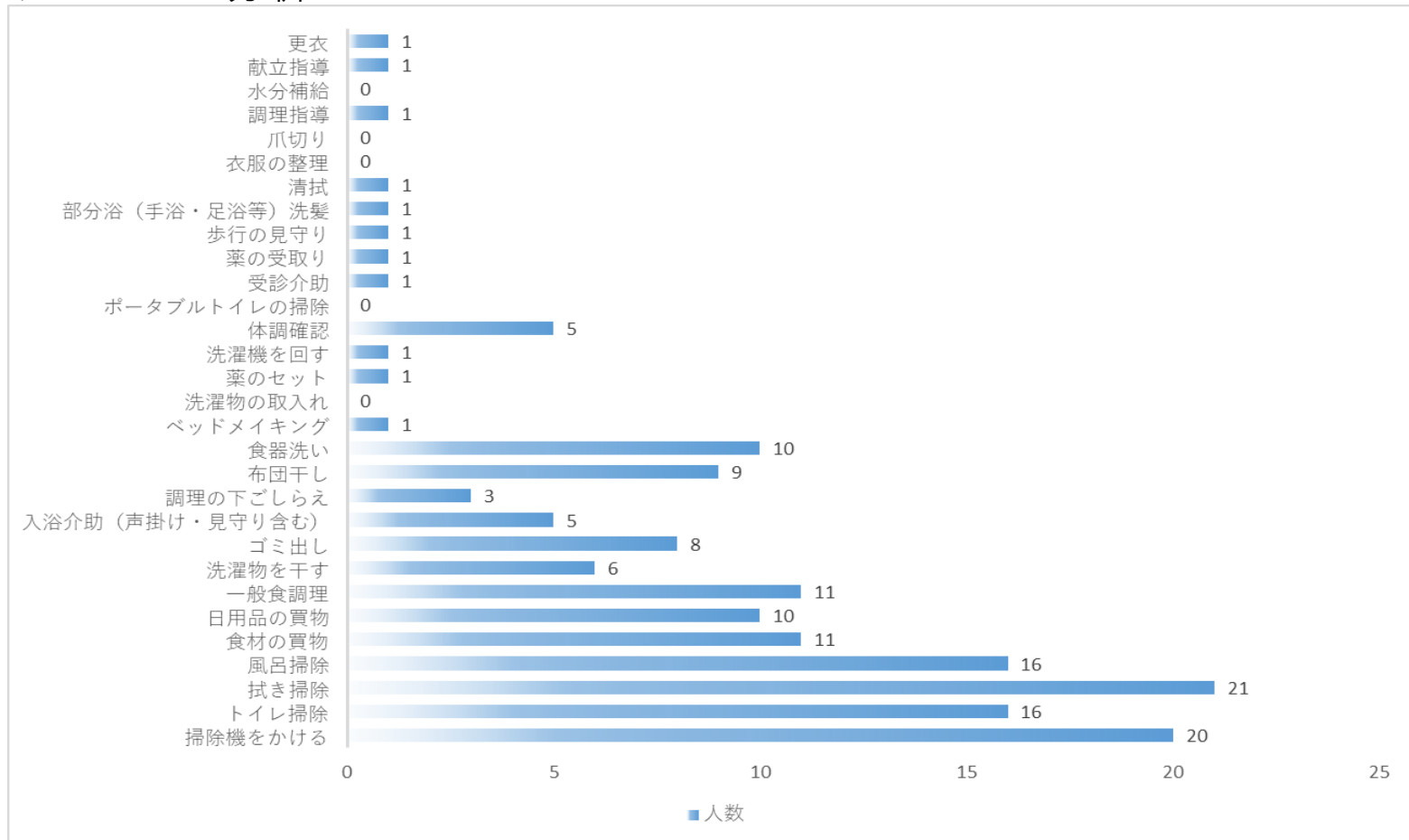
全ての保険者・エリアで導入

2. 第1号訪問事業 （訪問型サービス）について

介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用状況（平成28年5月調べ）

サービスの利用形態	人数（実数）
①身体介護のみを利用している者	0人
②生活援助のみを利用している者	28人
③身体介護と生活援助の両方を利用している者	7人
計	35人

ケアプラン分析



第1号訪問事業（訪問型サービス）の事業内容

事業名	介護予防訪問介護相当サービス	愛称 家事応援サービス （訪問型サービスA）
基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA （緩和した基準によるサービス）
サービス内容	老計第10号に規定する身体介護・生活援助 現行の介護予防訪問介護と同様のサービス 訪問介護員による身体介護、生活援助	老計第10号に規定する生活援助 身体介護を含まない生活援助等（専門職以外でも可） 調理・清掃・洗濯・ゴミ出しや買い物
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要な者 ○認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ○身体介護が必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記以外のもので、身体介護を含まない生活援助が必要な者 ○状態が安定しており、専門的サービスの必要性が低い者
実施方法	事業者指定	事業者指定 実施予定事業所 あゆみ介護ステーション 稲敷市社会福祉協議会訪問介護事業所^B 指定訪問介護事業所 水郷荘

第1号訪問事業（訪問型サービス）の指定基準

事業名	介護予防訪問介護相当サービス	愛称 家事応援サービス （訪問型サービスA）
基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
人員基準	予防給付の基準を基本 【管理者】 ○常勤・専従1人以上 ＊支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	人員等を緩和した基準 【管理者】 ○専従1人以上 ＊支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	【訪問介護員】 ○常勤換算2.5人以上 ＊資格要件＝介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者	【従事者】 ○必要数 ＊資格要件＝介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は地域介護ヘルパー養成講座修了者
	【サービス提供責任者】 ○常勤の訪問介護職員等のうち、利用者40人に1人以上 ＊資格要件＝介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	【訪問事業責任者】 ○従事者のうち必要数 ＊資格要件＝介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は地域介護ヘルパー養成講座修了者 ※指定訪問介護・指定介護予防訪問介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合には兼務可
設備基準	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品	
運営基準	○個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等 （現行の基準と同様）	○必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供
訪問介護との同一体系的な運営	○訪問介護と現行の訪問介護相当サービスについては、同一体系的な運営が可能（現行の訪問介護と介護予防訪問介護の考え方と同じ） ○訪問介護又は現行の訪問介護相当サービスと訪問型サービスAについて、設備・備品は兼用も可 ¹⁴ ただし、人員基準はそれぞれ満たす必要がある	

第1号訪問事業（訪問型サービス）の事業費等（1）

事業名	介護予防訪問介護相当サービス	愛称 家事応援サービス (訪問型サービスA)																							
基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス																							
単価設定	予防給付と同様	市が設定した単価																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="202 325 392 418">訪問型サービス費</th> <th data-bbox="392 325 624 418">対象者</th> <th data-bbox="624 325 929 418">回数</th> <th data-bbox="929 325 1149 418">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="202 418 392 475">(Ⅰ)</td> <td data-bbox="392 418 624 539" rowspan="2">要支援1・2 事業対象者</td> <td data-bbox="624 418 929 475">週1回程度</td> <td data-bbox="929 418 1149 475">月1,168単位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="202 475 392 539">(Ⅱ)</td> <td data-bbox="624 475 929 539">週2回程度(※1)</td> <td data-bbox="929 475 1149 539">月2,335単位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="202 539 392 675">(Ⅲ)</td> <td data-bbox="392 539 624 675">要支援2 事業対象者 (※2)</td> <td data-bbox="624 539 929 675">週2回を超える程度</td> <td data-bbox="929 539 1149 675">月3,704単位</td> </tr> </tbody> </table>	訪問型サービス費	対象者	回数	単位	(Ⅰ)	要支援1・2 事業対象者	週1回程度	月1,168単位	(Ⅱ)	週2回程度(※1)	月2,335単位	(Ⅲ)	要支援2 事業対象者 (※2)	週2回を超える程度	月3,704単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1161 325 1396 418">対象者</th> <th data-bbox="1396 325 1609 418">回数</th> <th data-bbox="1609 325 1926 418">単位(1回当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1161 418 1396 675" rowspan="2">要支援1・2 事業対象者</td> <td data-bbox="1396 418 1609 546">週1回まで</td> <td data-bbox="1609 418 1926 546">45分未満 <u>200単位</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1396 546 1609 675">週2回まで(※1)</td> <td data-bbox="1609 546 1926 675">45分以上60分未満 <u>230単位</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	回数	単位(1回当たり)	要支援1・2 事業対象者	週1回まで	45分未満 <u>200単位</u>	週2回まで(※1)	45分以上60分未満 <u>230単位</u>
	訪問型サービス費	対象者	回数	単位																					
	(Ⅰ)	要支援1・2 事業対象者	週1回程度	月1,168単位																					
	(Ⅱ)		週2回程度(※1)	月2,335単位																					
(Ⅲ)	要支援2 事業対象者 (※2)	週2回を超える程度	月3,704単位																						
対象者	回数	単位(1回当たり)																							
要支援1・2 事業対象者	週1回まで	45分未満 <u>200単位</u>																							
	週2回まで(※1)	45分以上60分未満 <u>230単位</u>																							
<p>※1 ケアマネジメントにおいて週2回の利用が必要とされた者</p> <p>※2 退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるケース</p>																									
加算減算	現行の予防給付と同様	初回加算 200単位 地域加算(7級地) 10.21円 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合の減算 90/100 処遇改善加算はなし																							
利用者負担	1割(一定以上所得者は2割)	1割(一定以上所得者は2割)																							
限度額管理	有	有																							
支給限度額(月)	要支援1・事業対象者 50,030円 要支援2 104,730円																								

第1号訪問事業（訪問型サービス）の事業費等（2）

事業名	介護予防訪問介護相当サービス	愛称 家事応援サービス （訪問型サービスA）
基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
請求方法及び 審査支払	国保連へ請求 国保連で審査・支払	国保連へ請求 国保連で審査・支払
サービスコード	A 1（みなし指定に該当する事業所） A 2（みなし指定に該当しない事業所）	A 3
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">* サービスコードは事業開始前までに示す</div>		
ケアマネジメント	ケアマネジメント A 月額4,200円 初回加算 3,000円 地域包括支援センターが実施 （指定居宅介護支援事業所へ委託あり）	ケアマネジメント A 月額4,200円 初回加算 3,000円 地域包括支援センターが実施 （指定居宅介護支援事業所へ委託あり）

訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

参考

	現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様) と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア ・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準) と一体的に実施
一 体 的 に 行 う 場 合 の 介 護 給 付 の 基 準	人 員 ○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす ・管理者※1 常勤・専従1人以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護職員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能 【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 3人以上	○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数（波線部分） ・管理者※1 常勤・専従1人以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護職員等のうち、利用者40人に1人以上※2※3 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能 ※3 要介護者の処遇に影響がないように配慮 【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 1人以上+必要数 (市町村の判断)	○基準の緩和はない。 ※他のサービスと同様、管理者は支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。
	設 備 ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画	○必要な設備・備品	
	運 営 ○個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○衛生管理等 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等		

注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

訪問介護と訪問型サービス A を一体的に運営する際の注意事項

Q	A	参考
<p>訪問介護の特定事業所加算における訪問看護員等の割合には、緩和した基準によるサービスに従事する時間を含むか。また、重度要介護者等対応要件である利用者の数には、緩和した基準によるサービスの利用者は含むか。</p>	<p>特定事業所加算の算定要件のうち、訪問介護員等要件の割合は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等の状況に基づき算定することとしており、緩和した基準によるサービスに従事する時間は含まない。また、重度要介護者等対応要件の利用者割合は、指定訪問介護の利用者数（一体的な運営を行う場合の第1号訪問介護の利用者を除く）に基づき算定することとしており、緩和した基準によるサービスの利用者は含まない。</p>	<p>総合事業のガイドラインについてのQ & A (27.8.19)</p> <p>Q 1 6</p>
<p>訪問介護の集合住宅の減算については、従前の介護予防訪問介護に相当するサービスの利用者也含めて計算するとあるが、緩和した基準によるサービスの利用者は含めないものと考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>	<p>同上</p> <p>Q 1 5</p>
<p>訪問介護と総合事業（介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービス A）を一体的に実施する場合のサービス提供責任者の員数を算出するための考え方とは？</p>	<p>①訪問介護・介護予防訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの3つのサービスを実施する場合 ⇒3つのサービスの利用者数の合計</p> <p>②訪問介護・介護予防訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A の4つのサービスを実施する場合</p> <p>ア. 訪問事業責任者を置かない場合 ⇒訪問介護・介護予防訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A の4つのサービスの利用者数の合計数</p> <p>イ. 訪問事業責任者を置く場合 ⇒訪問介護・介護予防訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの3つのサービスの利用者数</p> <p>※この場合、訪問事業責任者は、利用者数に応じて必要数を配置することが必要。</p>	<p>18</p>

訪問A（一体型）の人員基準

訪問介護員の配置例①

訪問介護員がサービスAの従事者を兼務する場合



介護福祉士または
介護職員初任者研修等修了者
常勤換算2.5人以上



要介護者又は現行相当
訪問型サービスA

訪問介護員の配置例②

サービスAの従事者を別に配置する場合

訪問介護員等



介護福祉士または
介護職員初任者研修等修了者
常勤換算2.5人以上



要介護者又は現行相当

訪問型サービスA従事者



稲敷市地域介護ヘルパー養成講座修了者
常勤換算1人以上



訪問型サービスA

責任者の配置例①

サービス提供責任者と訪問事業責任者を別に配置する場合



要介護者又は現行相当

40人



訪問型サービスA

80人



サービス提供責任者
1人以上



訪問事業責任者1人以上（必要数）

責任者の配置例②

サービス提供責任者が、訪問事業責任者を兼務する場合



要介護者又は現行相当

利用者40人の事業所

35人



訪問型サービスA

5人



サービス提供責任者 1人以上

訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）の担い手について

- 一定の研修受講者
 - カリキュラムの内容
 - ・介護保険制度、介護概論
 - ・高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）
 - ・介護技術
 - ・ボランティア活動の意義
 - ・緊急対応（困った時の対応）
 - ・認知症の理解（認知症サポーター研修等）
 - ・コミュニケーションの手法、訪問マナー
 - ・訪問実習オリエンテーション

※ 茨城県地域介護ヘルパー養成研修（旧3級ヘルパー養成研修）

茨城県独自の研修で、この研修を受講することで、在宅での介護や地域での介護ボランティアを行うための基本的な知識・技術を身に着けることができる。この研修を修了した者を緩和した基準によるサービスの担い手とすることが可能

稲敷市地域介護ヘルパー養成研修

平成28年11月～12月にかけて5日間の日程で稲敷市社会福祉協議会において開催し、6名の方が、研修を修了。

平成29年度以降も継続して開催予定。

カリキュラムの内容	時間
サービス提供の基本視点	1時間
介護概論	1時間
利用者の理解	1時間
介護技術入門	2時間
ボランティア概論	1時間
福祉の制度とサービス	1時間
共感的理解と基本的態度	2時間
心理面への援助方法	1時間
医学の基礎知識	1時間
介護技術入門	3時間
認知症サポーター養成研修	1.5時間
家事援助の方法	3時間
在宅サービス提供現場見学	3時間
救命の知識と技術	1時間

3. 第1号通所事業 (通所型サービス) について

第1号通所事業（通所型サービス）の事業内容

事業名	介護予防通所介護相当サービス	愛称 いきいき通所サービス (通所型サービスA)	愛称 元気づくり教室 (通所型サービスC)
基準	現行の通所介護相当	多様なサービス	
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	2時間程度（半日） のミニデイサービス・運動・レクリエーション等 (送迎の時間を含まない) 身体介護はなし・入浴提供は不要 食事提供は任意（なくても可）	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要な者 ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる者 ○認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ○身体介護が必要な者 <p>※状態像を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○閉じこもり予防・認知症予防・生きがいづくりの支援のための運動やレクリエーションが必要な者 ○状態が安定しており、専門的サービスの必要性が低い者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で行う。
実施方法	事業者指定	事業者指定 実施予定事業所 水郷荘	委託 実施予定事業所²³水郷荘

第1号通所事業（通所型サービス）の指定基準

事業名	介護予防通所介護相当サービス	愛称 いきいき通所サービス (通所型サービスA)
基準	現行の通所介護相当のサービス	多様なサービス
人員基準	【管理者】 常勤・専従1以上 ＊支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	【管理者※】 専従1以上 ＊支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	【生活相談員】 専従人以上	—
	【看護職員】 専従1以上	—
	【介護職員】 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に 専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)	【従事者】 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に 必要数
	【機能訓練指導員】 1以上	—
設備基準	食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） 静養室・相談室・事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品	サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要な設備・備品
運営基準	○個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 <u>○従事者等の清潔の保持・健康状態の管理</u> <u>○秘密保持等</u> <u>○事故発生時の対応</u> <u>○廃止・休止の届出と便宜の提供</u> 等 (現行の基準と同様)	○必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 <u>○従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> <u>○従事者又は従事者であった者の秘密保持</u> <u>○事故発生時の対応</u> <u>○廃止・休止の届出と便宜の提供</u>
通所介護との同一体系的な運営	○（地域密着型）通所介護と現行の通所介護相当サービスについては、同一体系的な運営が可能（現行の（地域密着型）通所介護と介護予防通所介護の考え方と同じ） ○（地域密着型）通所介護又は現行の通所介護相当サービスと通所型サービスAについて、体系的な運営をする場合は、必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区別するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮する必要がある。また、人員基準についてもそれぞれ満たす必要あり。	

第1号通所事業（通所型サービス）の事業費等（1）

事業名	介護予防通所介護相当サービス	愛称 いきいき通所サービス (通所型サービスA)																		
基準	現行の通所介護相当	多様なサービス																		
単価設定	予防給付と同様	市が設定した単価																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>回数</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1 事業対象者</td> <td>週1回程度</td> <td>月1,647単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2 事業対象者 (※)</td> <td>週2回程度</td> <td>月3,377単位</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	回数	単位	要支援1 事業対象者	週1回程度	月 1,647 単位	要支援2 事業対象者 (※)	週2回程度	月 3,377 単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>回数</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1 事業対象者</td> <td>週1回程度</td> <td>1回200 単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2 事業対象者 (※)</td> <td>週2回程度</td> <td>1回200 単位</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	回数	単位	要支援1 事業対象者	週1回程度	1回200 単位	要支援2 事業対象者 (※)	週2回程度	1回200 単位
	対象者	回数	単位																	
要支援1 事業対象者	週1回程度	月 1,647 単位																		
要支援2 事業対象者 (※)	週2回程度	月 3,377 単位																		
対象者	回数	単位																		
要支援1 事業対象者	週1回程度	1回200 単位																		
要支援2 事業対象者 (※)	週2回程度	1回200 単位																		
<p>※ 退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるケース</p>	<p>送迎は片道25単位を加算</p>																			
加算減算	現行の予防給付と同様	<p>加算 運動器機能向上加算 30単位 (1月に7回まで) 地域加算 (7級地) 10.14円 処遇改善加算はなし</p> <p>減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合の減算 90/100 定員超過の場合 70/100</p>																		
利用者負担	1割（一定以上所得者は2割）	1割（一定以上所得者は2割）																		
限度額管理	有	有																		
支給限度額（月）	要支援1・事業対象者 50,030 円 要支援2 104,730 円																			

第1号通所事業（通所型サービス）の事業費等（2）

事業名	介護予防通所介護相当サービス	愛称 いきいき通所サービス (通所型サービスA)
基準	現行の通所介護相当	多様なサービス
請求方法及び 審査支払	国保連へ請求 国保連で審査・支払	国保連へ請求 国保連で審査・支払
サービス コード	A 5（みなし指定に該当する事業所） A 6（みなし指定に該当しない事業所）	A 7 * サービスコードは事業開始前までに示す
ケアマネジメント	ケアマネジメント A 月額4,200円 初回加算 3,000円 地域包括支援センターが実施 (指定居宅介護支援事業所へ委託あり)	ケアマネジメント A 月額4,200円 初回加算 3,000円 地域包括支援センターが実施 (指定居宅介護支援事業所へ委託あり)

②通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

	現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様) と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと 一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準) と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	<p>人員</p> <p>現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(波線部分)</p> <p>【管理者※】 常勤・専従 1 以上 【生活相談員】 専従 1 以上 【看護職員】 専従 1 以上 【介護職員】 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に 専従0.2以上</p> <p>(生活相談員・介護職員の1以上は常勤) 【機能訓練指導員】 1以上</p> <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>【例】 利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 → 介護職員 4人以上</p>	<p>従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(波線部分)</p> <p>【管理者※】 常勤・専従 1 以上 【生活相談員】 専従 1 以上 【看護職員】 専従 1 以上 【介護職員】 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に 専従0.2以上</p> <p>(生活相談員・介護職員の1以上は常勤) 【機能訓練指導員】 1以上</p> <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>【例】 利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 → 介護職員 2人以上+必要数(市町村の判断)</p>	<p>住民ボランティア・住民主体の自主活動(必ず遵守すべき基準) と一体的に実施</p> <p>基準の緩和はない</p> <p>他のサービスと同様、管理者は管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。</p>
設備	<p>現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・静養室・相談室・事務室 ・必要なその他の設備・整備 		
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・提供拒否の禁止 ・秘密保持等 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 <p>(現行の基準と同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規定等の説明・同意 ・従事者等の清潔の保持・健康状態の管理 ・事故発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供
備考		<p>必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区別するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮</p>	<p>要介護者の処遇に影響がない範囲で、事業所のスペースを活用することはできる。</p>

(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定

通所介護と通所型サービス A を一体的に運営する際の注意事項（1）

Q	A	参考
<p>通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護余剰通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件について、どのように考えればよいか。</p>	<p>1 算定要件として専従の職員加算を求めている加算である「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」と「認知症加算」については、人員基準の取扱いと同様、通所介護の職員が通所介護と一体的に提供される通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護相当サービスに従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護で満たしているものとして取り扱うこととする。 ※個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定においては、「常勤」の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専従することが要件であるが、常勤要件に付いても、それぞれのサービス提供に支障がない範囲で同様の取扱いとする。 2 また、算定要件として職員の加配を求めている加算である「中重度ケア体制加算」と「認知症加算」については、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所型サービスAの職員の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。</p>	<p>総合事業のガイドラインについての Q & A (27.8.19)</p> <p>Q 9</p>
<p>通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合はどのように算出すればよいのか。</p>	<p>1 サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算方法により介護福祉士が50%以上配置されていること等が要件とされており、通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、 ・ 通所型サービス A の職員は含めず、 ・ 従前の介護予防通所介護に相当するサービスの職員は含めて、 職員の割合を算出する。 2 この場合、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの双方においてサービス提供体制強化加算を算定可能である。</p>	<p>同上</p> <p>Q 10</p>

通所介護と通所型サービス A を一体的に運営する際の注意事項（2）

Q	A	参考
<p>通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。</p>	<p>通所介護と、通所型サービス A 及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。 ・ 通所型サービス A の部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。 	<p>総合事業のガイドラインについての Q & A (27.8.19)</p> <p>Q 1 1</p>
<p>通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。</p>	<p>1 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、 ・ これとは別に通所型サービス A については、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。 <p>2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。 ・ 通所型サービス A の部分が、通所型サービス A の利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。 <p>3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。</p>	<p>同上</p> <p>Q 1 2</p> <p>29</p>

通所介護と通所型サービス A を一体的に運営する際の注意事項（3）

Q	A	参考
<p>通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか。</p>	<p>1 食堂及び機能訓練室の合計した面積については、 ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、利用定員×3㎡以上、 ・ 通所型サービス A については、サービスを提供するために必要な場所を確保することが必要である。</p> <p>2 通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。</p> <p>3 なお、この場合、緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）に関しては、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業の基準による人員配置が可能である。</p>	<p>総合事業のガイドラインについての Q & A (27.8.19)</p> <p>Q 1 4</p>

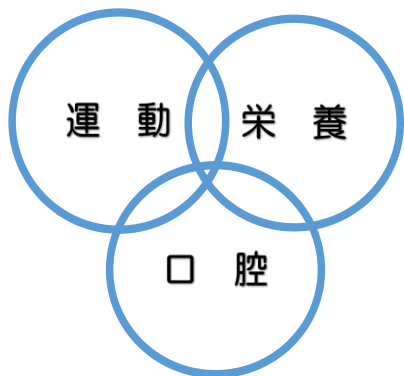
4. 元気づくり教室（通所型サービスC） の事業内容について

事業名	愛称 元気づくり教室 (通所型サービスC)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療の専門職が実施する生活機能向上のための複合プログラム (運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上) ●看護職による体調確認及び各専門職による個別相談・指導 ●集団での体操・レク等 <p style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> 住み慣れた地域の中でいきいきと自分らしい暮らしができるように、生活の機能を維持向上するための方法を短期集中的（6か月間）にトレーニングする教室。 </p>
対 象	<p>要支援認定者及び事業対象者 地域包括支援センターやケアマネジャーが教室への参加が適当と認められた者 (ケアプランに位置づけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 退院直後等で集中的にサービスを利用することで、生活機能の改善が期待されるケース ※ 専門的なサービスを集中的に利用し、生活の機能を維持向上したいと利用者自身・家族が考えているケース ※ 自分と同じぐらいの状態の仲間と一緒に体力アップをしたいと思っているケース
利用者負担	1回250円（送迎利用片道25円加算）
会 場 日 時	社会福祉法人盡盛会 水郷荘 3階 週1回 曜日・時間は後日決定
徴 収 入金方法	事業所で徴収・領収書発行 納付書にて市へ直接入金
利用開始	平成29年4月から 随時新規利用者は月初めから利用可（途中参加は1ヶ月利用とみなす）
利用期間	6か月間 2回目以降のサービスについては、直前のサービス提供終了後、原則6ヶ月以上経過した後に提供するものとする。

生活機能アップのための 『元気づくり教室』

(通所型サービスC)

住み慣れた地域の中でいきいきと自分らしい暮らしができるように、生活の機能を維持向上するための方法を短期集中的にトレーニングする教室です。



保健・医療の専門職が実施する機能向上プログラム
(運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上)に6ヶ月間通う教室です。
地域包括支援センターやケアマネジャーがお体や生活の状況を確認させていただき、ケアプランを作成した後、参加となります。

日時：週1回 曜日・時間は後日決定
会場：社会福祉法人盡誠会 水郷荘 3階
送迎：あり(自力通所も可)
費用：1回250円(送迎利用の場合、片道25円加算)



対象となる方

要支援認定を受けた方や、65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方(事業対象者)のうち、地域包括支援センターやケアマネジャーが教室への参加が適当と認められた方

例えば・・・*退院したばかりで体力に不安がある方
*自分と同じくらいの状態の仲間と一緒に体力アップしたい方
*専門的なサービスを集中的に利用し、生活機能を維持向上したいと考えている方 など

(問合せ先)

稲敷市地域包括支援センター
(代)029-892-2000

5. 一般介護予防事業について

平成29年度 一般介護予防事業

事業名	対象者	事業内容		募集時期	利用者負担金	送迎	
介護予防普及啓発事業	65歳以上	一般介護 予防教室事業	歌声タイム 元気アップ教室	歌に合わせて体を動かす体操	前期 後期	1回 100円 *送迎ご利用の方は、1回200円が加算されます。なお、材料費等が生じた場合は、自己負担いただきます。	有
			脳からだ元気教室	シナプソロジーを取り入れた脳活性化プログラム	前期 後期		
			からだスッキリ体操教室	理学療法士が行う膝・腰痛	前期 後期		
			転ばん教室	転ばないための運動と栄養教室	前期 後期		
			料理教室	電子レンジ教室	短期		
			はつもり教室	口腔機能向上と栄養改善のための教室	短期		
			絵手紙教室	絵手紙教室	年間		
			脳若返り教室	教室サポーターによる認知症予防の教室	短期		
			シルバーリハビリ体操教室	介護予防体操（立つ、座る、歩くなど日常生活を営むための動作の訓練）をボランティアと一緒に実施する教室	年間		
地域介護予防活動支援事業	概ね60歳以上	ボランティア育成	シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会	茨城県推奨の「シルバーリハビリ体操」を各地域で実施するためのボランティア養成講座	年1回 予定	無料	無
	65歳以上		介護支援ボランティア養成	高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するためのボランティア養成講座	年2回 予定		
		地域のシルバーリハビリ体操教室		各地域でシルバーリハビリ体操指導士会主催により実施	年間		
		同好会 (サークル)	いこいのプラザを会場に、住民主体の介護予防のための通いの場の支援	いこいの体操同好会	年間		
				手芸同好会	年間		
				お花同好会	年間		
	からだスッキリ同好会			年間			
		転ばんサークル	年間				
地域リハビリテーション活動支援事業	地域住民が実施する介護予防活動の場所への専門職の関与促進		年間				

稲敷市シルバーリハビリ体操教室一覧(H29.1現在)

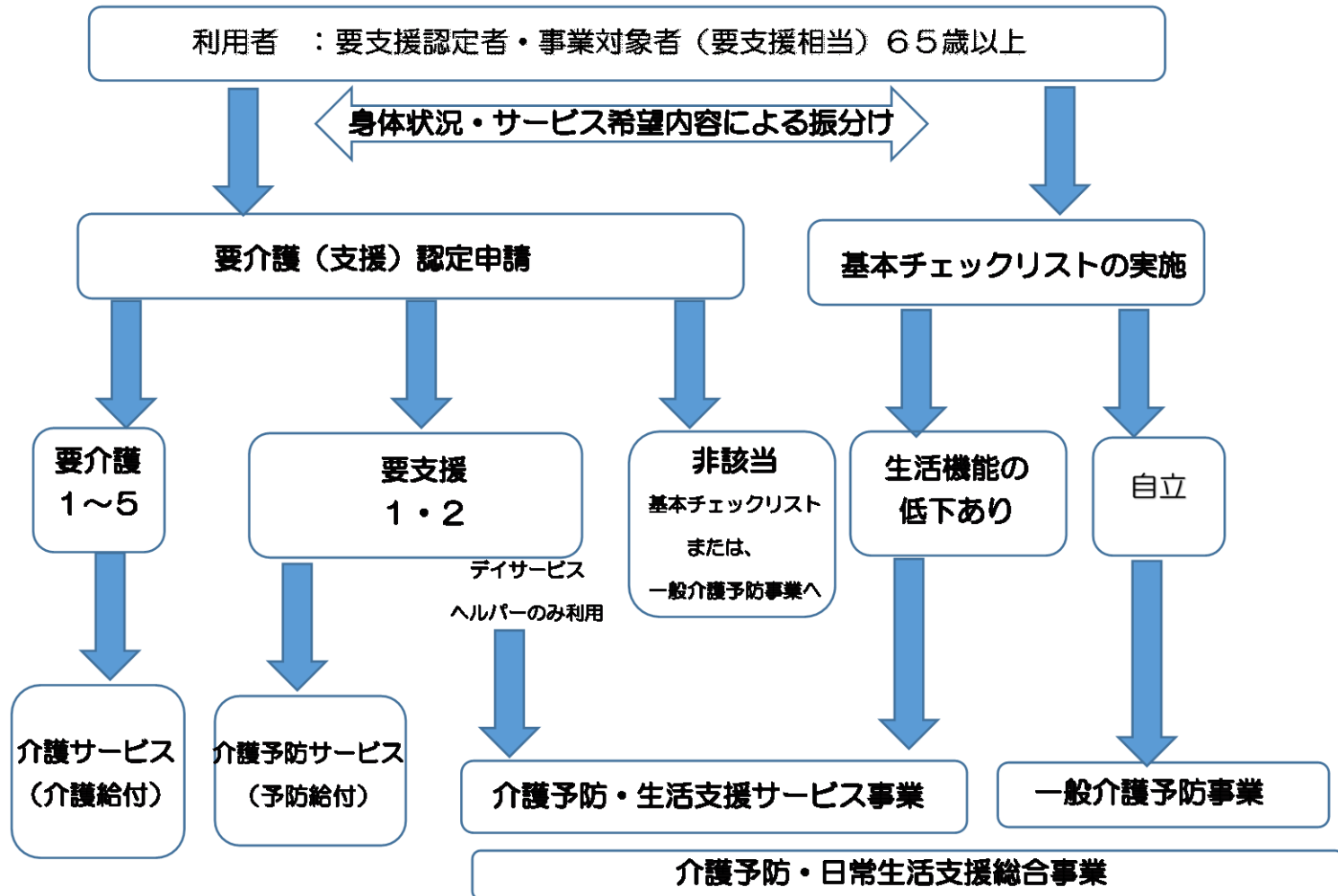
体 操 教 室 (30ヶ所)						介護予防ひろば出前教室(22ヶ所)		
会 場 名	開 催 日	会 場 名	開 催 日	会 場 名	開 催 日			
江戸崎福祉センター	第2・4水曜日 14時	椎塚公民館	第1・3火曜日 10時	幸田集落センター	毎週水曜日 10時	田宿長寿会	小野寺内老人クラブ	押砂こでまりの会
	毎週金曜日 10時30分							
	毎週火曜日 14時							
あずま生涯学習センター	毎週火曜日 14時	君賀地区	第1・3火曜日 14時	光葉自治会館	毎週木曜日 10時	沼田台百才	堀川いきいき	曲淵いきいき
	毎週水曜日 14時							
桜川公民館	毎週水曜日 14時	桑山公民館	第1・3月曜日 14時	八筋川都市センター	第1・3月曜日 10時	須賀百寿会	伊佐津笑友会	
	第2・4月曜日 10時							
大宿公民館	第2・4月曜日 10時	本宿商店会館	毎週金曜日 10時	市崎集落センター	毎週金曜日 9時30分	花指ゴールド	寄居の仲間	
	第1・3・4水曜日 10時							
信太古渡公民館	第1・3・4水曜日 10時	門前集落センター	毎週水曜日 10時	阿波崎集落センター	第2・4水曜日 14時	南ヶ丘お達者	馬渡平成会	
	第4木曜日 13時30分							
南ヶ丘ふれあい会館	第4木曜日 13時30分	天王町公民館	第3月曜日 9時30分	釜井都市センター	第2・4月曜日 14時	上郷老人クラブ	三次福寿会	
	第1・3火曜日 10時							
時崎会館	第1・3火曜日 10時	野原集落センター	毎週月曜日 10時	神宮寺集落センター	第2木曜日 13時30分	下根本第1老人クラブ	大杉なかよし会	
	毎週火曜日 10時							
田宿公民館	毎週火曜日 10時	荒野生活改善センター	第3水曜日 10時	戸前集落センター	毎週木曜日 9時30分	下根本第2老人クラブ	須賀津老人	
	第2・3・4月曜日 14時							
花指公民館	第2・3・4月曜日 14時	高田岡公民館	第1日曜日 13時30分	四箇消防センター	毎週火曜日 10時	寺地交友会	西代の仲間	
	第1・3水曜日 11時							
鳩崎本郷公民館	第1・3水曜日 11時	伊佐部田園センター	第2・4水曜日 10時	馬渡防災センター	偶数月第1金曜日 13時	九軒老人クラブ	光葉ひろば	

* お申込み・問合せ先 * 稲敷市いこいのプラザ (0297-63-1004)

(参考)茨城県健康プラザのホームページから、体操教室開催場所のデジタルマップにリンクできます

6. 介護予防ケアプランについて

介護予防・日常生活支援総合事業の利用までの流れと内容



利用できるサービスの組合せについて

	介護予防訪問 介護相当サー ビス	家事応援サービス (訪問型サー ビス A)	介護予防通所介護相 当サービス	いきいき通所サー ビス (通所型サー ビスA)	元気づくり教室 (通所型サー ビスC)
介護予防訪問介護 相当サービス	○	×	○ (※いずれか1つ)	○ (※)	○ (※)
家事応援サービス (訪問型サー ビス A)	×	○	○ (※)	○ (※)	○ (※)
介護予防通所介護 相当サービス	○ (※)	○ (※)	○	×	×
いきいき通所サー ビス (通所型サー ビスA)	○ (※)	○ (※)	×	○	×
元気づくり教室 (通所型サー ビス C)	○ (※)	○ (※)	×	×	○

※ 現行相当の「介護予防訪問（通所）介護相当サービス」と緩和した基準による「訪問（通所）型サービスA」及び「通所型サービスC」のサービスの併用は、訪問系が1つと通所系が1つでの組合せとします。

- 例 ① 介護予防訪問介護相当サービス + 介護予防通所介護相当サービス
 ② 家事応援サービス + いきいき通所サービス
 ③ 家事応援サービス + 元気づくり教室

介護予防訪問介護相当サービス + 家事応援サービス 不可
 介護予防通所介護相当サービス + いきいき通所サービス 不可

☆ 介護予防ケアマネジメント

介護予防支援と同様、地域包括支援センターが実施する。

類型名	総合事業で利用するサービス	プロセス
<p>①ケアマネジメントA （原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス） 単価4,200円 初期加算3,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 	<p>アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】</p>
<p>②ケアマネジメントB （簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス） 単価2,500円 初期加算3,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用した場合等） 	<p>アセスメント →ケアプラン原案作成 （→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【適宜】</p>
<p>③ケアマネジメントC （初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス） 単価4,200円 初期加算3,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 （※必要に応じ、その後の状況把握を実施） 	<p>アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始</p>

※（ ）内は必要に応じて実施

7. 事業者指定について

第1号通所・訪問事業の指定について

・介護予防訪問介護相当サービス

平成27年3月31日までに、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

総合事業の現行相当のサービスについては、平成30年3月31日まで指定を受けたものとみなされます。

・介護予防通所介護相当サービス

平成27年4月1日以降に、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

総合事業の現行相当のサービスを実施するには、市の指定及び事業費算定届出が必要です。

・訪問型サービスA
・通所型サービスA

事業を実施するには、市の指定及び事業費算定届出が必要です。

○総合事業の事業者指定は、稲敷市が行いますので、指定の効力が及ぶのは、稲敷市の被保険者及び稲敷市に住民登録がある住所地特例者のみです。他市町村の被保険者にサービスを提供をする場合は、その市町村の事業者指定が必要です。

○平成29年4月から平成30年3月までは、介護給付、介護予防給付、総合事業の3種類の指定を受けることになり、指定や指定更新、各種届出はそれぞれの指定権者に行っていただく必要があります。

提供サービスと指定権者について

提供サービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問（通所）介護	指定訪問（通所）介護事業所	茨城県
	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護事業所	稲敷市
介護予防給付	介護予防訪問（通所）介護	指定介護予防訪問（通所）介護事業所	茨城県
総合事業	介護予防訪問（通所）介護相当サービス	介護予防訪問（通所）介護サービス事業所	稲敷市
	訪問型（通所型）サービス A	訪問型（通所型）サービス A 事業所	稲敷市

※市外の地域密着型通所介護事業所が総合事業の指定を受けた場合

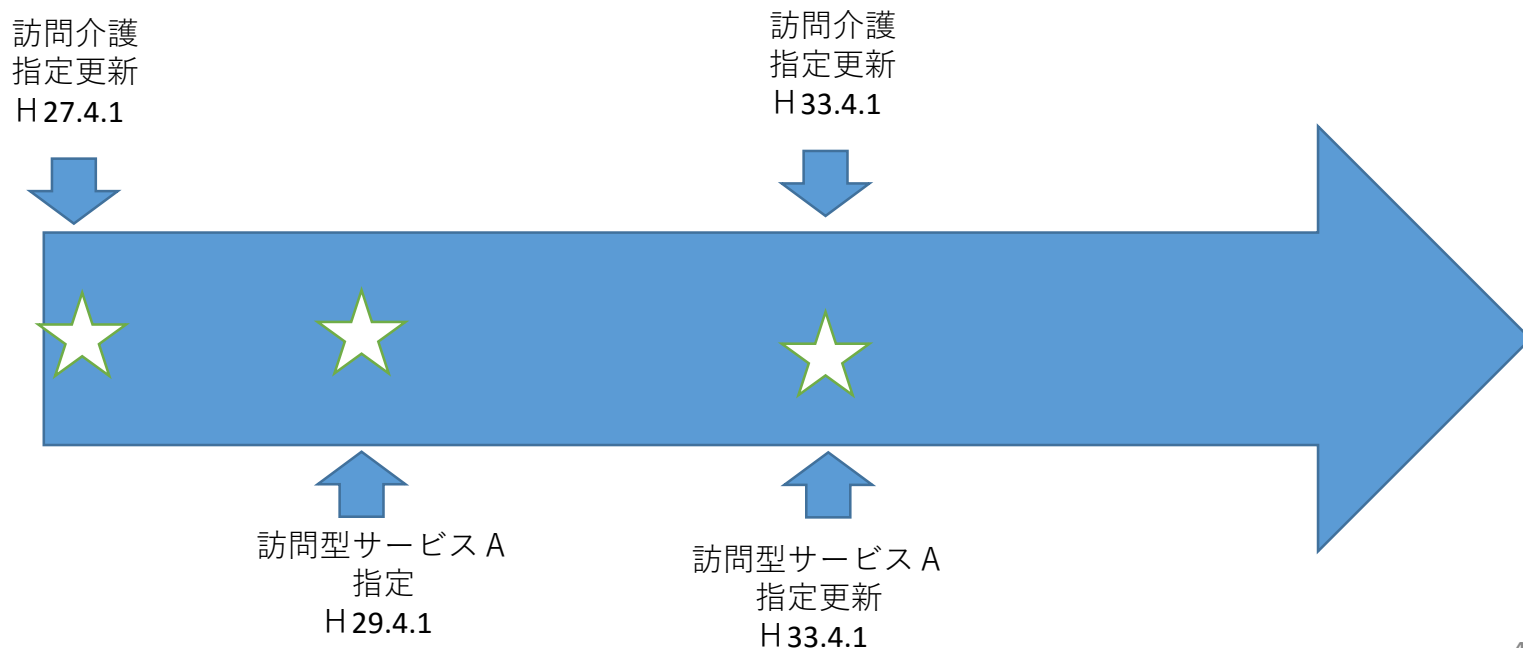
総合事業の利用 （要支援 1・2，事業対象者）	利用可能
地域密着型通所介護事業の利用 （要介護認定者）	平成 28 年 3 月 31 日までに契約している方以外は原則不可

指定の有効期間について

○指定の期間は**原則6年間**です。

○但し、第1号訪問（通所）事業と訪問（通所）介護を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。）している指定事業者の指定期間は、指定更新の時期がずれることにより、事業所の負担が増えるため、当該訪問介護又は通所介護の有効期間とすることができるものとします。

例)



提出書類について

- 「稲敷市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定に関する要綱」等を後日HP上に掲載しますので、確認のうえ申請を行ってください。
- 下記の申請書類チェックリストで提出書類を確認し、必要な書類をすべて揃えて1部ご提出ください。

No.	書類名	様式番号等	チェック欄		備考
			事業所	市	
1	申請書	様式第1号			法人名で申請、押印すること
2	付表	付表1、2			サービスごとに添付
3	定款及び寄付行為				定款等に未記載の場合は、役員会等の議事録を添付
4	現在事項全部証明書（原本）				履歴事項全部証明書でも可（登記簿）
5	法人組織図				同一敷地内の事業所、兼務状況を記載
6	勤務形態一覧表	参考様式1			
7	雇用契約書又は辞令の写し				勤務場所、職種が明記されているもの
8	経歴書	参考様式2 2-1			管理者、サービス提供責任者
9	資格証の写し				裏面又は余白に本人の署名・押印 資格が必要な職種のみ
10	従業員一覧表	参考様式4			
11	事業所の平面図	参考様式3			各施設設備の面積及び備品の配置を明記 賃貸物件は、賃貸借契約書の写しを添付
12	事業所の写真				カラー写真 事業所外観・内部設備が確認できること
13	運営規定				
14	苦情処理の措置	参考様式6			
15	資産の目録	参考様式5			
16	事業計画書				
17	収支予算書				
18	損害賠償の措置				損害賠償保険証の写し
19	誓約書	参考様式7			
20	役員名簿	参考様式7			

* その他、事業費算定にかかる体制等に関する届出（事業費算定届出）・介護職員処遇改善加算計画書（訪問（通所）型サービスAを除く・介護給付の事業と一体的に実施しているときは、県に届けた書類の写しを市へ提出）が必要（毎年）

各種届出の提出期限について

申請の種類	提出期限
○指定申請	事業開始予定日の2月前の月の末日まで
○変更届	変更のあった日から10日以内
○加算届	新たに加算の算定を行う場合は、算定月の前月15日まで。期限を過ぎて提出の場合は、翌々月からの算定となる。
○廃止・休止届	事業を廃止・休止する日の1月前まで
○再開届	事業を再開した日から10日以内

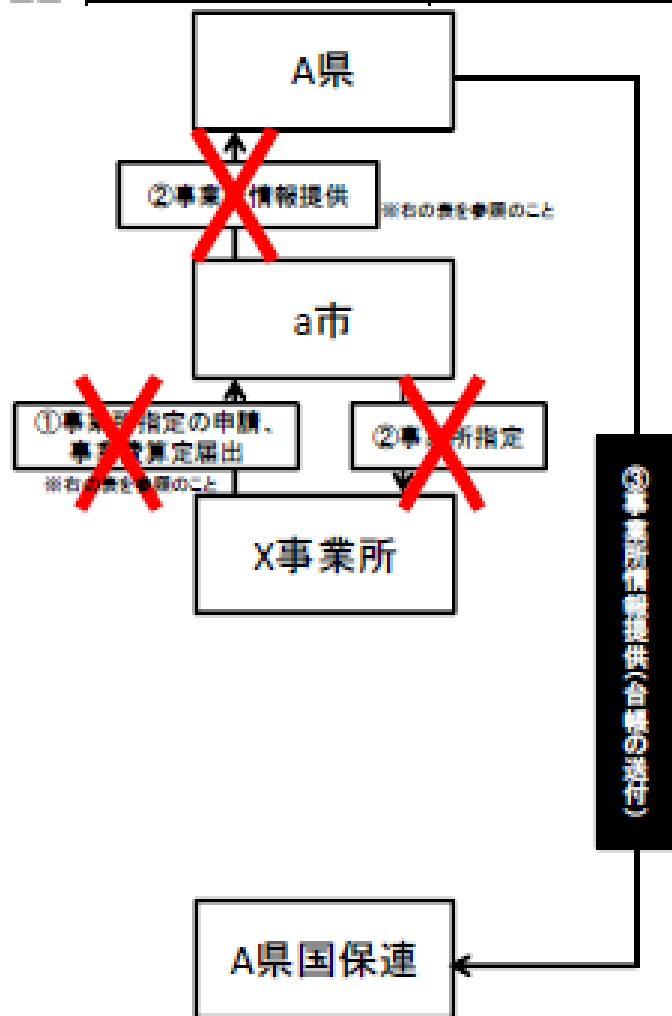
平成27年3月までに指定を受けた事業所（平成30年3月31日までは、みなし指定あり）

別紙5

事業所指定・審査等の流れ ①

別紙3該当パターン

A1①、A5①



①	事業所指定申請、事業費算定の届出	<p>(事業所) 指定の申請は不要。ただし、みなし指定を受けない場合は、市町村・都道府県に平成27年4月以前に通知すること。</p> <p>(市町村) ・みなし指定期間は一律3年。(みなし指定期間を3年としない場合は公表するとともに、都道府県へ通知) ・事業所からの指定申請・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制届出(以下「事業費算定届出」という。)が無いので、審査の手続きは不要。</p>
②	事業所指定事業所情報提供	<p>(市町村) ・なし。</p> <p>(都道府県)※全都道府県で平成27年4月までに実施。 ・事業所番号は基本的に指定介護予防訪問介護・通所介護事業所の番号を用い、みなし指定の指定期間の情報を追加。 ・各事業所のサービス種類(訪問型サービスであればA1、通所型サービスであればA5)を選択。 ・指定介護予防訪問介護・通所介護事業所に届け出られている情報がそのまま引き継がれるため、事業所台帳にも加算の算定は給付と同じ内容を登録する。</p>
③	事業所情報提供(台帳の送付)	<p>(都道府県)※全都道府県で平成27年4月下旬又は5月上旬に実施。 ・事業所台帳を都道府県国保連に送付。</p> <p>(国保連) ・事業費算定届出と請求のチェックを行う。</p>

※下線部は総合事業への移行にかかわらず、平成27年4月までに必要な事務。

※事業所台帳の都道府県国保連への送付は平成27年4月下旬又は5月上旬までに全都道府県で実施が必要な事務。

※政令市・中核市の事業所台帳の入力にかかる部分は、政令市・中核市で行った上で、県に連絡し、県から国保連に送付

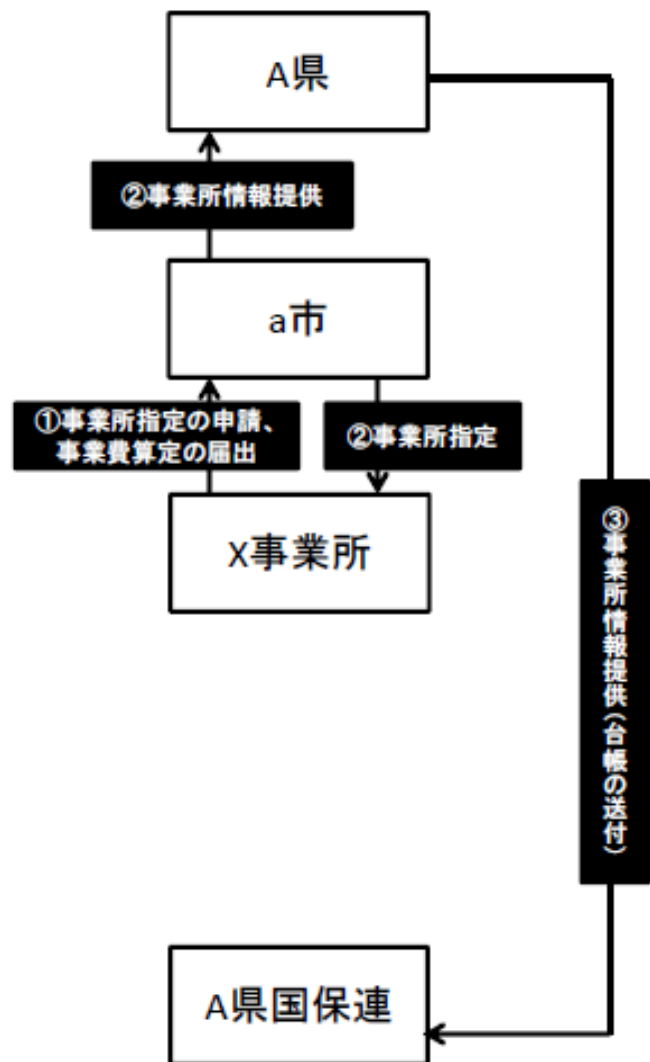
平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所

(みなし指定がないため、平成29年4月1日からの指定の必要あり)

事業所指定・審査等の流れ ④

別紙3該当パターン

A2④、A2⑤、A2⑥、A6③、A6④



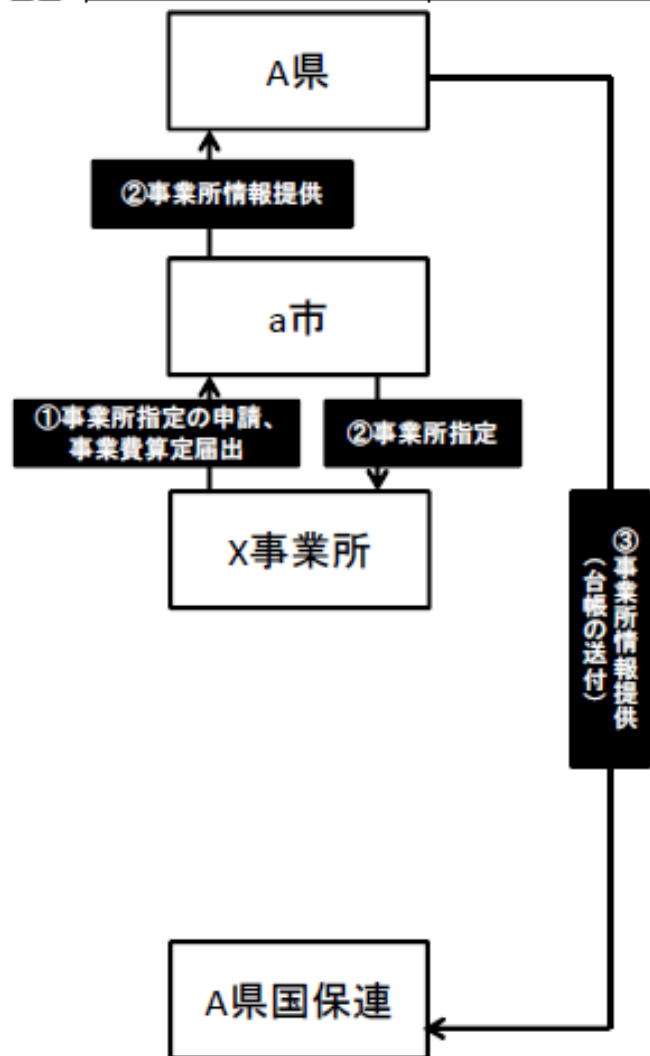
①	事業所指定の申請、事業費算定の届出	<p>(事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の指定を受ける場合には、指定の申請と合わせて、事業費算定届出を行う必要がある。 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ単価・指定期間・指定基準等を実施要綱等で公表。 サービスコード台帳を国保連に送付。 事業所の指定審査、事業費算定届出の審査を行う。 事業費算定届出の様式については、統一様式を用いる。(届出の統一様式はシステム事務連絡中、IIの資料6を参照)
②	事業所指定事業所情報提供	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は指定基準に基づき、事業所の審査を行い、また事業費算定届出の審査を行い、指定通知をする。 都道府県事業所台帳へ事業所番号を登録し、付番された番号を、市町村事業所台帳に登録するものとする。 <p>※ この流れは地域密着型サービス同様。 ※ 市町村の定める基準等に合致しない場合には市町村は事業所を指定しないことも可能。</p> <p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所台帳に登録し、事業所番号を付番し、市町村へ情報提供する。 <p>※ この流れは地域密着型サービスと同様。</p>
③	事業所情報提供(台帳の送付)	<p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所台帳を都道府県国保連に送付 <p>(国保連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費算定届出と請求のチェックを行う。

訪問型（通所型）サービス A の指定を受ける事業所
 （事業所を新規に立ち上げる場合）

事業所指定・審査等の流れ ⑤

別紙3該当パターン

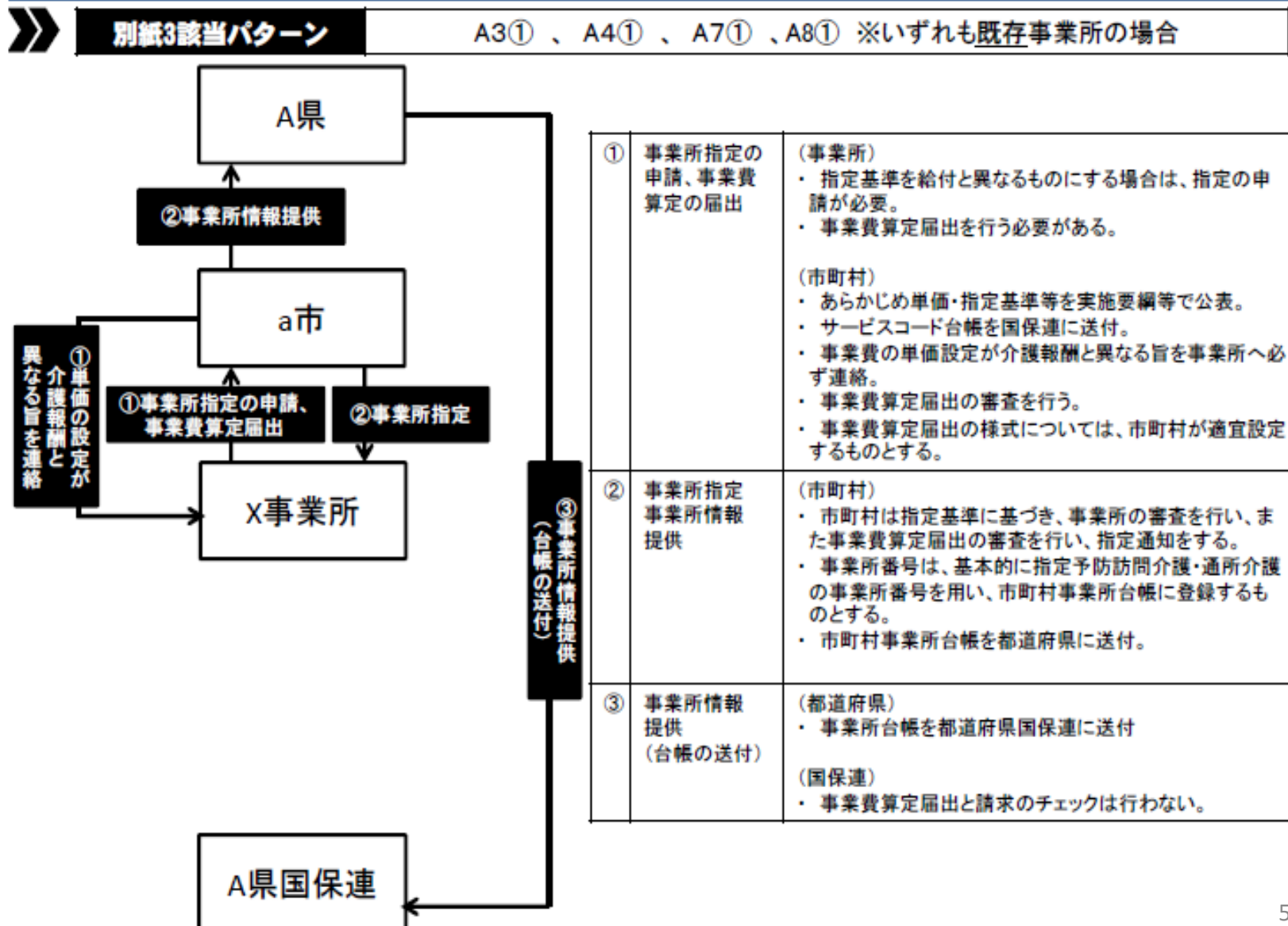
A3①、A4①、A7①、A8① ※いずれも新規事業所の場合



①	事業所指定の申請、事業費算定の届出	(事業所) ・ 事業所の指定を受ける場合には、指定の申請と合わせて、事業費算定届出を行う必要がある。 (市町村) ・ あらかじめ単価・指定期間・指定基準等を実施要綱等で公表。 ・ サービスコード台帳を国保連に送付。 ・ 事業所の指定審査・事業費算定届出の審査を行う。 ・ 事業費算定届出の様式については、市町村が適宜設定するものとする。
②	事業所指定事業所情報提供	(市町村) ・ 市町村は指定基準に基づき、事業所の審査を行い、また事業費算定届出の審査を行い、指定通知をする。 ・ 都道府県事業所台帳へ事業所番号を登録し、付番された番号を、市町村事業所台帳に登録するものとする。 ※ この流れは地域密着型サービス同様。 ※ 市町村の定める基準等に合致しない場合には市町村は事業所を指定しないことも可能。 (都道府県) ・ 事業所台帳に登録し、事業所番号を付番し、市町村へ情報提供する。 ※ この流れは地域密着型サービスと同様。
③	事業所情報提供 (台帳の送付)	(都道府県) ・ 事業所台帳を都道府県国保連に送付 (国保連) ・ 事業費算定届出と請求のチェックは行わない。

訪問型（通所型）サービス A の指定を受ける事業所
（既存の事業所の場合）

事業所指定・審査等の流れ ⑥



8. 請求について

国保連を通した請求方法となります。

○総合事業を提供したサービス事業者（介護予防ケアマネジメントを委託された居宅介護支援事業所を除く）は、毎月10日までに国保連合会に請求を行ってください。

○請求書の記載例については、別紙を参照ください。

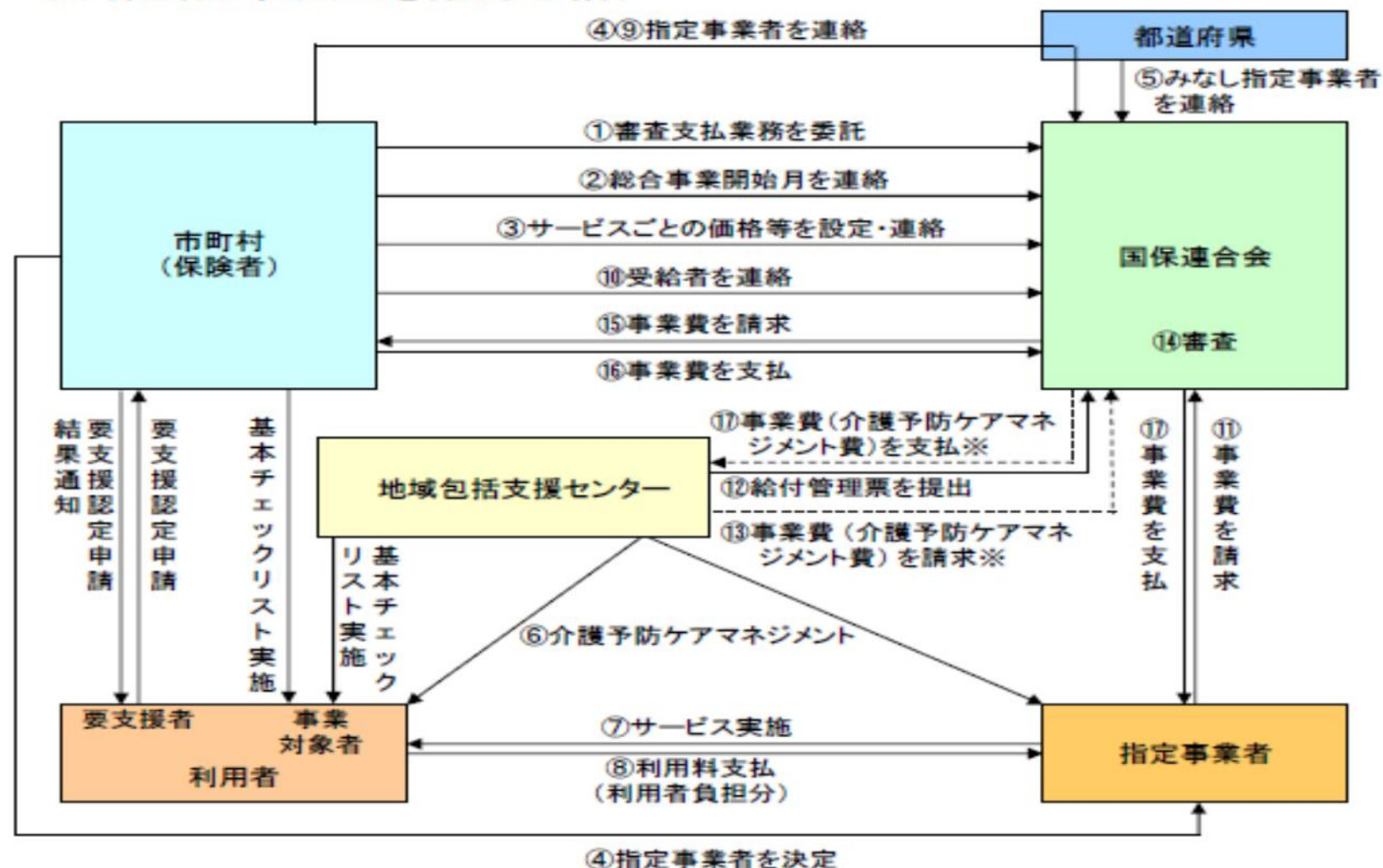
○請求のコードについては、後日ホームページに掲載予定です。請求ソフトへの取込み方法については、各事業所においてご確認ください。

○過誤について

過誤調整が必要な場合は、ホームページ上から申立の用紙をダウンロードのうえ、ご提出ください。

2. 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れ

(1) 利用者が事業のみを利用する場合



※⑬、⑰の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。
 なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

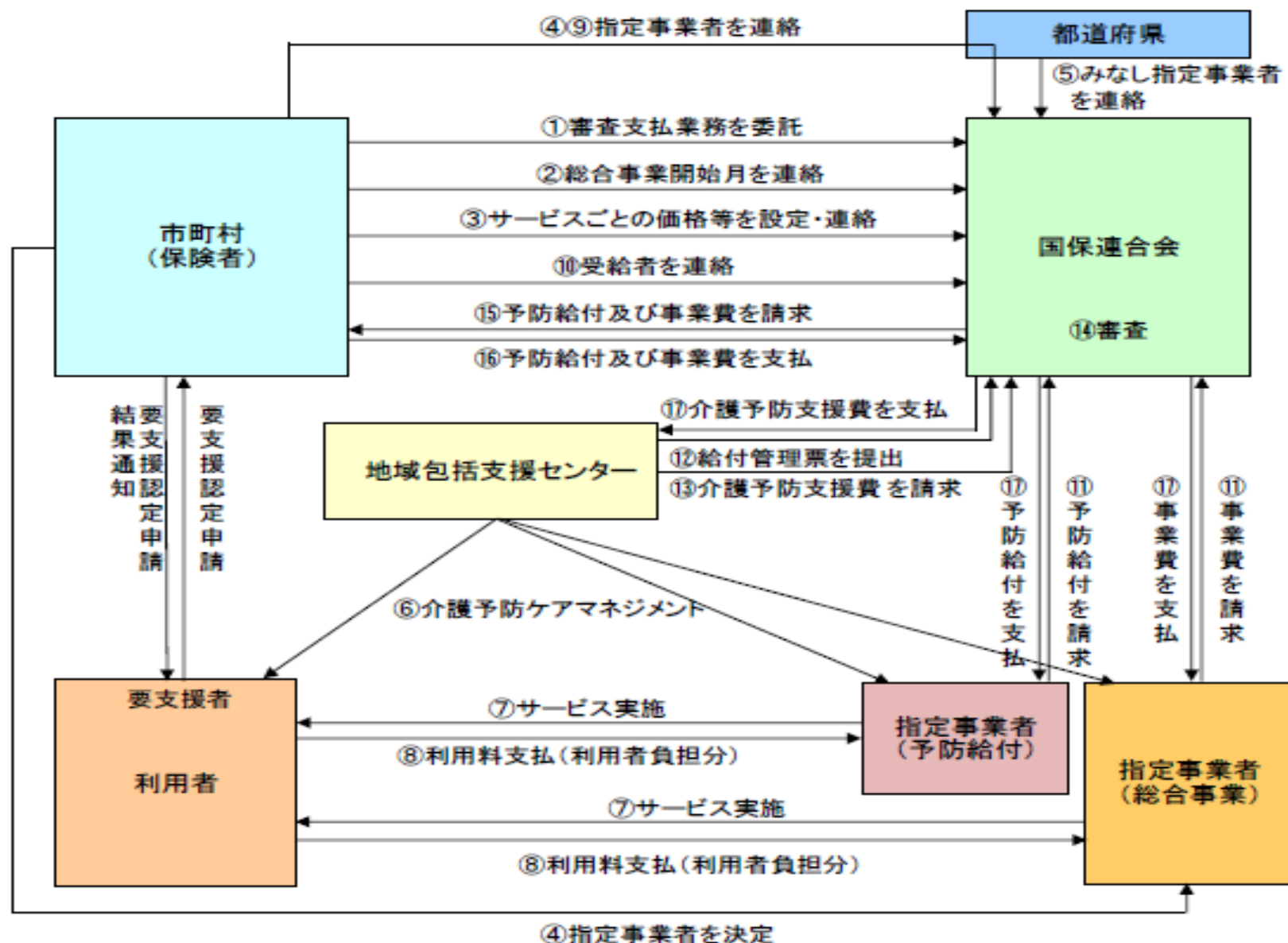
(1) 利用者が事業のみを利用する場合

サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。	
サービス提供月	⑦	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。	
	⑧	利用料支払 (利用者負担分)	利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。	
サービス提供月翌月	月初	⑨	指定事業者を連絡	事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩	受給者を連絡	受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者及び事業対象者の情報を送付する。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪	事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。
		⑫	給付管理票を提出	地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。 ※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出は不要。
		⑬	事業費(介護予防ケアマネジメント費)を請求	請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出する。 ※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	5	⑭	審査	国保連合会は審査を行う
	サービス提供月翌々月	20日まで	⑮	事業費を請求
25日まで		⑯	事業費を支払	市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
月末まで		⑰	事業費を支払	国保連合会は事業者へ事業費を支払う。

<留意事項>

- 1 市町村は、利用者、地域包括支援センター及び事業者へ介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担等を十分に周知すること。
- 2 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合



(2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合

サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。	
サービス提供月	⑦	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。	
	⑧	利用料支払 (利用者負担分)	利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。	
サービス提供月翌月	月初	⑨	指定事業者を連絡	事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩	受給者を連絡	受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪	予防給付及び事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付及び事業費を請求する。
		⑫	給付管理票を提出	地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。
		⑬	介護予防支援費を請求	請求明細書(介護予防支援費)を提出する。
	5	⑭	審査	国保連合会は審査を行う
サービス提供月翌々月	20日まで	⑮	予防給付及び事業費を請求	国保連合会は市町村へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。
	25日まで	⑯	予防給付及び事業費を支払	市町村は国保連合会へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑰	予防給付及び事業費を支払	国保連合会は事業者へ予防給付及び事業費を支払う。

<留意事項>

- 市町村は、利用者、地域包括支援センター及び事業者へ介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担等を十分に周知すること。
- 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

月額包括報酬の請求にかかる適用について（1）

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

月額報酬サービス	月途中の事由	起算日
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（みなし） ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（みなし） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	開 <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援1 ↔ 要支援2） ・区分変更（事業対象者 → 要支援） 	変更日
	開 <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護 → 要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
	始 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 	契約日
	始 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合） ・介護予防通所介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合） 	契約解除日の翌日
	始 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退去（※1） 	退去日の翌日
	始 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1） 	契約解除日の翌日
	始 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1） 	退所日の翌日

月額包括報酬の請求にかかる適用について（2）

月額報酬サービス	月途中の事由	起算日（※2）	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（みなし） ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（みなし） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援1 ↔ 要支援2） ・区分変更（事業対象者 → 要支援） 	変更日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護 → 要支援） ・区分変更（要支援 → 要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合 ・介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合 	サービス提供日の前日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1） 	入居日の翌日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1） 	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1） 	入所日の前日	
	終		
	了		

※1 ただし、利用者が月の途中でほかの保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者がほかの保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

9. 利用者との契約等について

総合事業を提供する事業者の定款，運営規定等の変更について

(1) 定款

総合事業への移行に伴い，法人の定款の事業目的に，下記のような事業の記載がない場合は，定款変更を行っていただく必要があります。

例1 「介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業及び第1号訪問事業」

例2 「介護保険法に基づく介護予防通所介護事業及び第1号通所事業」

※「介護予防訪問介護」，「介護予防通所介護」については，平成30年3月31日までは事業を実施する可能性があるため，それまでは削除しないでください。

※社会福祉法人につきましては，老人福祉法が改正され，老人居宅介護等事業，老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンターに，第1号訪問事業及び第1号通所事業が含まれているため，既に定款に記載されている場合は変更する必要はありません。

※定款変更記載例がすべての法人の定款に当てはまるわけではありません。定款変更の詳細については，各所轄庁にその変更について確認してください。

(2) 運営規定・重要事項説明書・利用契約書等

現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に関する契約は、「介護予防訪問（通所）介護」の契約のため、利用者が総合事業に移行するタイミングで改めて「利用者との契約」「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要です。

運営規定・重要事項説明書・利用契約書等には、記載のサービス名や利用料等の修正及び利用できる対象者として「事業対象者」と付け加えることが必要です。

また、平成30年3月までは、介護予防訪問（通所）介護と総合事業のサービスを併用した契約書も可能です。（契約書の内容に誤解が生じないように留意する必要あり。）

具体例)

介護予防訪問（通所）介護 ⇒ 介護予防訪問（通所）介護相当サービス
第1号訪問（通所）事業
(介護予防訪問（通所）介護相当)

介護予防サービス計画 ⇒ 予防給付のみ又は予防給付＋総合事業の併用の場合
⇒ 介護予防サービス計画
総合事業のみの利用の場合
⇒ 介護予防ケアマネジメント

10. その他

稲敷市介護支援ボランティア制度 (ポイント制) について

○事業の目的

高齢者がボランティア活動を通し地域に貢献していただくことで、高齢者の皆様ご自身の介護予防を図ることを目的としています。

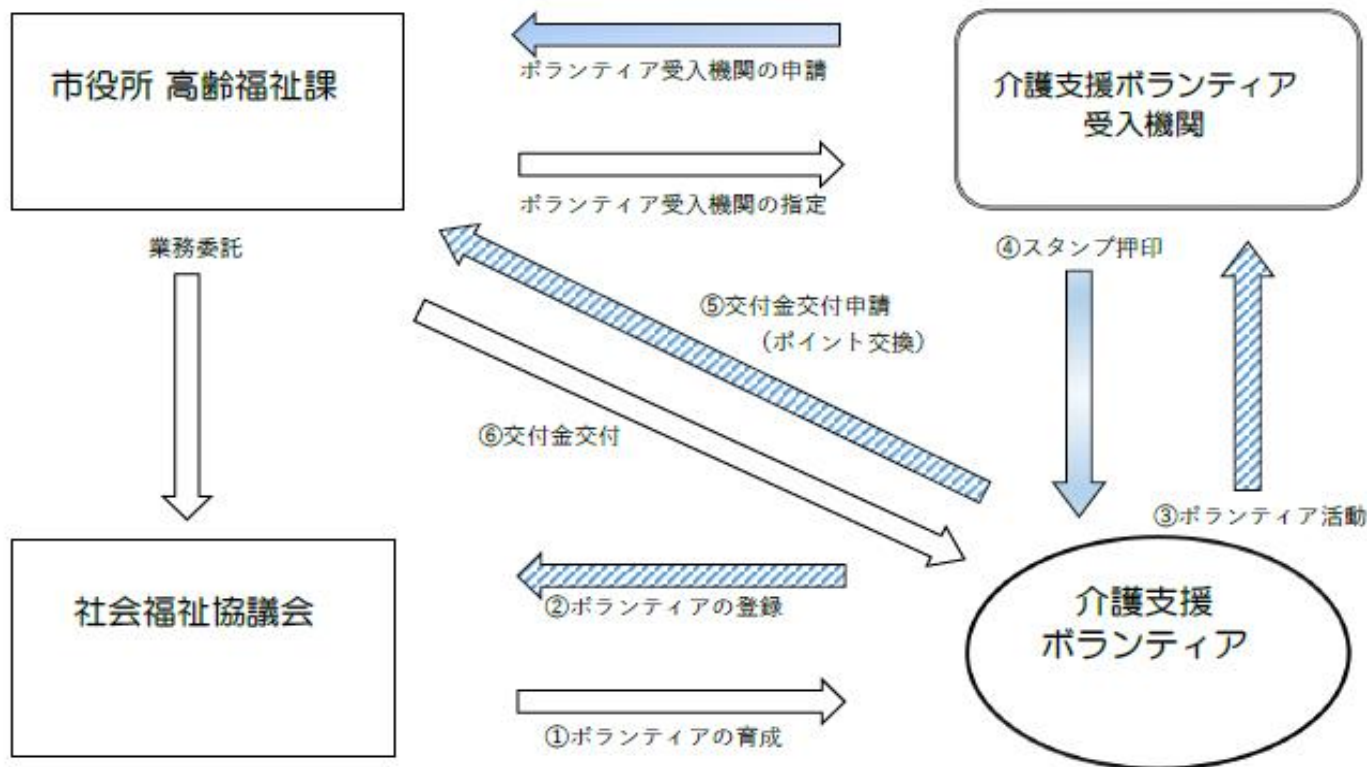
○事業の内容

所定の研修を修了したボランティアの方に、市の指定を受けた老人ホームなどの福祉事業所において、食事の配膳の準備、洗濯物の整理、入所者の話し相手や、施設が行うイベント〔納涼祭・クリスマス会等〕の会場設営や運営補助などのボランティア活動を行っていただきます。

1時間のボランティア活動で1ポイント（スタンプ押印）がもらえます。**※1日2ポイントまで、年間50ポイントが上限**

貯まったポイントは市へ交付申請を行うことにより、交付金に交換することができます。**1ポイント100円とし、10ポイント以上から交換**できます。**※ポイントの翌年度繰り越しは出来ない**

稲敷市介護支援ボランティア制度(ポイント制) 業務フロー図



稲敷市介護支援ボランティア養成研修

平成28年11月に2日間の日程で稲敷市社会福祉協議会において開催し、18名の方が研修を修了。

平成29年度以降も継続して開催予定(年2回)。

カリキュラムの内容	時間
サービス提供の基本視点	1時間
介護概論	1時間
利用者の理解	1時間
介護技術入門	2時間
ボランティア概論	1時間
福祉の制度とサービス	1時間
共感的理解と基本的態度	2時間